

<特別会計>

1 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計歳入歳出予算一覧表

(1) 歳入

科目	令和6年度予算額		令和5年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金額	構成比	金額	構成比		
区分	千円	%	千円	%	千円	%
1 国民健康保険料	2,145,352	29.8	1,937,062	30.3	208,290	10.8
2 一部負担金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
3 使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0	0	0.0
4 国庫支出金	2	0.0	5,408	0.1	△5,406	△100.0
5 都支出金	3,574,783	49.7	3,579,748	56.0	△4,965	△0.1
6 繰入金	661,552	9.2	610,573	9.6	50,979	8.3
7 繰越金	804,198	11.2	253,729	4.0	550,469	217.0
8 諸収入	4,026	0.1	4,026	0.1	0	0.0
歳入合計	7,189,915	100.0	6,390,548	100.0	799,367	12.5

(2) 歳出

科目	令和6年度予算額		令和5年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金額	構成比	金額	構成比		
区分	千円	%	千円	%	千円	%
1 総務費	198,908	2.8	200,496	3.1	△1,588	△0.8
2 保険給付費	3,588,172	49.9	3,574,942	55.9	13,230	0.4
3 国民健康保険事業費納付金	3,161,015	44.0	2,316,480	36.2	844,535	36.5
4 共同事業拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 保健事業費	68,161	0.9	69,537	1.1	△1,376	△2.0
6 諸支出金	143,658	2.0	199,092	3.1	△55,434	△27.8
7 予備費	30,000	0.4	30,000	0.5	0	0.0
歳出合計	7,189,915	100.0	6,390,548	100.0	799,367	12.5

国民健康保険料

2,145,352千円 (1,937,062千円)

▶保険年金課

国民健康保険制度改革に伴い、平成30年度から特別区の保険料は、東京都が提示する標準的な保険料率を参考に統一の保険料として算定されていますが、本区は東京都が示した標準的な保険料率を参考に独自の保険料を算定しています。

令和6年度は、平成30年度から継続されていた東京都による激変緩和措置の終了や医療費の増加等により東京都へ納付する事業費納付金が増えたため保険料率を引き上げますが、本区は繰越金を活用することで、保険料の増加を抑制します。

■令和6年度保険料

区分		令和6年度	令和5年度	増減
医療分	均等割額	45,400円	38,700円	6,700円増
	所得割率	7.63%	7.30%	0.33P増
	限度額	65万円	65万円	—
後期 高齢者 支援金分	均等割額	15,000円	12,700円	2,300円増
	所得割率	2.74%	1.98%	0.76P増
	限度額	24万円	22万円	2万円増
計	均等割額	60,400円	51,400円	9,000円増
	所得割率	10.37%	9.28%	1.09P増
	限度額	89万円	87万円	2万円増

介護 納付金分	均等割額	16,200円	16,100円	100円増
	所得割率	1.64%	1.44%	0.2P増
	限度額	17万円	17万円	—

一人あたり 保険料額	介護分なし	176,686円	166,352円	10,334円増
	介護分あり	217,853円	206,975円	10,878円増

※保険料は、医療分と後期高齢者支援金分の合算です。また、40歳から64歳までの被保険者には、介護保険の保険料である介護納付金分が加わります。

<特別会計>

2 介護保険特別会計

介護保険特別会計歳入歳出予算一覧表

(1) 歳入

区 分 科 目	令和6年度予算額		令和5年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
1 介護保険料	1,139,698	22.2	1,049,873	21.3	89,825	8.6
2 使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0	0	0.0
3 国庫支出金	953,290	18.5	889,183	18.1	64,107	7.2
4 支払基金交付金	1,203,074	23.4	1,191,342	24.2	11,732	1.0
5 都支出金	665,378	12.9	670,702	13.6	△5,324	△0.8
6 財産収入	90	0.0	90	0.0	0	0.0
7 繰入金	937,310	18.2	1,046,620	21.3	△109,310	△10.4
8 繰越金	241,866	4.7	73,001	1.5	168,865	231.3
9 諸収入	7	0.0	7	0.0	0	0.0
歳入合計	5,140,714	100.0	4,920,819	100.0	219,895	4.5

(2) 歳出

区 分 科 目	令和6年度予算額		令和5年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
1 総務費	310,220	6.0	301,591	6.1	8,629	2.9
2 保険給付費	4,350,520	84.6	4,307,310	87.5	43,210	1.0
3 地域支援事業費	188,016	3.7	188,825	3.8	△809	△0.4
4 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 基金積立金	168,956	3.3	91	0.0	168,865	185,565.9
6 諸支出金	73,001	1.4	73,001	1.5	0	0.0
7 予備費	50,000	1.0	50,000	1.0	0	0.0
歳出合計	5,140,714	100.0	4,920,819	100.0	219,895	4.5

介護保険料

1,139,698千円 (1,049,873千円)

▶高齢介護課

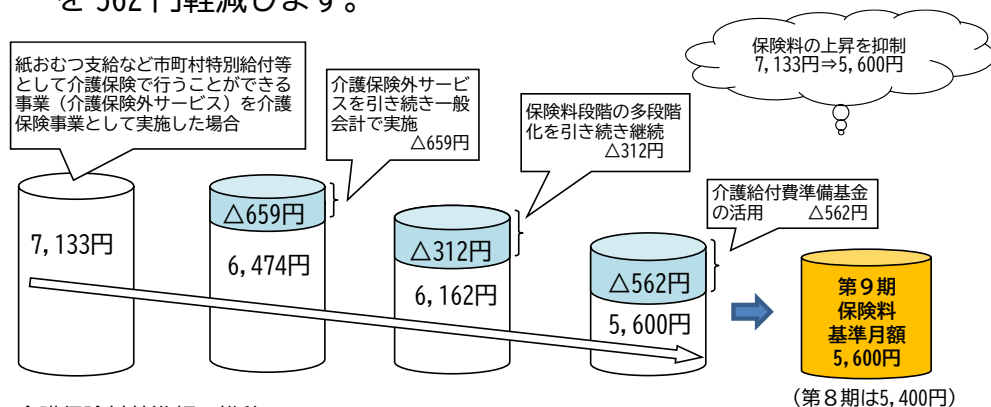
介護保険料は3年ごとに見直しを行っています。高齢者人口、要介護認定者数の増加数、必要となるサービス量（介護給付費や地域支援事業費）を推計し、基準保険料額を定めています。

第9期計画（令和6年度から8年度まで）において必要なサービス量は、第8期計画（令和3年度から5年度まで）の実績と比較すると、高齢化の進行や新たな施設の開設、介護報酬の増額改定等の影響により約20.4%増加する見込みです。区は、基準介護保険料額の上昇を抑制するため様々な取組みを行っており、その結果第9期の1か月あたりの保険料基準額は、第8期5,400円から200円引き上げた5,600円となります。

【保険料上昇抑制策】

紙おむつの支給など介護保険外で実施しているサービスを介護保険で行うこととすると、保険料の基準月額が7,133円になります。このため、現行の介護保険外サービスを引き続き一般会計による高齢者施策の一環として実施し、月額659円の抑制を行うことで、基準月額は6,474円になると見込まれます。加えて、第9期計画においては、次の方策により保険料の上昇を抑制します。

- ① 中堅所得以下の年金生活者等の保険料の上昇を抑制するため、負担能力に応じた保険料段階の多段階化を継続します。また、現行の15段階から18段階に引き上げることで、国の標準保険料段階である13段階よりも、基準月額を312円軽減します。
- ② 区の介護給付費準備基金を取り崩して活用することで、基準月額を562円軽減します。



■介護保険料基準額の推移

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
基準額(月額)	3,016円	3,600円	4,100円	4,200円	5,200円	5,700円	5,300円	5,400円	5,600円

<特別会計>

3 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算一覧表

(1) 歳 入

科 目	令和6年度予算額		令和5年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
区 分	千円	%	千円	%	千円	%
1 後期高齢者医療保険料	1,606,124	69.7	1,479,691	69.1	126,433	8.5
2 使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0	0	0.0
3 国庫支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
4 繰入金	627,559	27.2	594,669	27.8	32,890	5.5
5 繰越金	52,348	2.3	48,711	2.3	3,637	7.5
6 諸収入	19,063	0.8	18,349	0.9	714	3.9
歳 入 合 計	2,305,096	100.0	2,141,422	100.0	163,674	7.6

(2) 歳 出

科 目	令和6年度予算額		令和5年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
区 分	千円	%	千円	%	千円	%
1 総務費	44,050	1.9	44,753	2.1	△703	△1.6
2 広域連合納付金	2,114,872	91.7	1,958,535	91.5	156,337	8.0
3 保健事業等費	38,625	1.7	35,222	1.6	3,403	9.7
4 諸支出金	57,549	2.5	52,912	2.5	4,637	8.8
5 予備費	50,000	2.2	50,000	2.3	0	0.0
歳 出 合 計	2,305,096	100.0	2,141,422	100.0	163,674	7.6

後期高齢者医療制度

2,305,096千円 (2,141,422千円)

▶保険年金課

後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進し、高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための制度を設け、国民保健の向上と高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

対象者：75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定された方

※生活保護受給者を除く

保険料：所得に応じて、個人ごとに設定（令和6年度は最大年間73万円、令和7年度は最大年間80万円まで）

徴収方法：年金からの引落とし又は納付書や口座振替による納付

自己負担：医療機関の窓口で支払う自己負担の割合は以下のとおり

区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

運営：東京都後期高齢者医療広域連合（財政運営や資格管理、保険料の賦課等）、区市町村（保険料の徴収や窓口業務）

保険料率は、2年ごとに改定され、令和6年度は以下のとおり新しい保険料率に変わります。

■令和6年度保険料

区分	令和6年度	令和5年度	増減	(参考) 令和7年度
均等割額	47,300円	46,400円	900円増	47,300円
所得割率	8.78% ^{※1}	9.49%	0.71P減	9.67%
	9.67%		0.18P増	
限度額	73万円	66万円	7万円増	80万円

均等割額 47,300円	+	所得割額		=	保険料額(年額) 限度額 73万円
		賦課のもととなる所得金額 ^{※2}	×	所得割率 8.78%又は9.67%	

※1 賦課のもととなる所得金額が58万円以下の場合に適用されます。

※2 前年の確定申告書等の所得金額の合計額から基礎控除額を差し引いた額です。